

医療扶助のオンライン資格確認に関する Q&A

問1 受診時にオンラインで資格・本人確認を行うためには、必ずマイナンバーカードが必要なのか。

答 受診時にオンラインで資格・本人確認を行うためには、ご本人にマイナンバーカードを提示していただく必要があります。マイナンバーカードをお持ちでない場合(お忘れの場合も含む)は、従来どおり、診療依頼書または電話での確認が必要です。

問2 生活保護の開始・停止・廃止など資格情報に変更が生じた際は、即時に医療機関で資格情報を確認できるのか。

答 開始・停止・廃止の登録のタイミングによっては、最新の資格情報が確認できないことがあります。従来どおり、生活保護の開始・停止・廃止時は、担当ケースワーカーよりご連絡します。

問3 被保護者が福祉事務所へ受診連絡をすれば、即時に医療機関で医療券情報を確認できるのか。

答 即時では確認できません。
運用開始後、当面の間は、福祉事務所での月3回の医療券等の一括発送処理後に最新の医療券情報(公費負担者番号・受給者番号)を医療機関で確認できるようになります。

問4 医療扶助のオンライン資格確認の運用開始後、紙の医療券はなくなるのか。

答 運用が安定するまで当面の間は、受診のあった全医療機関へ紙の医療券等の送付を継続します。
※要否意見書は引き続き紙媒体での運用のため、従来どおりの対応が必要です。

問5 緊急受診証は廃止されるのか。

答 緊急受診証による受診の運用は継続します。

問6 医療扶助と社会保険を併用している被保護者の資格確認を行った場合、医療機関の画面ではどのように表示されるのか。

答 医療扶助と社会保険の両方の資格が表示されます。
ただし、医療保険者や福祉事務所で資格情報の登録が正しく実施されていない場合、資格が表示されない場合があります。

問7 福祉事務所から連携される医療券情報の中には、他法の情報も含まれるのか。

答 自立支援医療制度や難病医療費助成制度の情報は連携されませんので、従来どおり受給者証等により資格の確認を行ってください。

問8 医療機関への本人支払額が発生した場合の対応はどうなるのか。

答 本人支払額の登録のタイミングにより、受診時に医療機関で正しい本人支払額を確認できないことがあります。

正しい本人支払額を確定後、担当のケースワーカーよりご連絡します。

問9 医療機関にて医療券情報等を確認しようとしたところ、「医療券/調剤券が登録されていません。」と表示された。原因は何か。

答 該当の被保護者の資格情報は登録されているものの、有効な医療券情報が国のサーバー上に登録されていない場合、「未委託」（「医療券/調剤券が登録されていません。」）の旨が表示され、受給者番号・公費負担者番号等が確認できません。

月3回の福祉事務所での医療券等の一括発送処理後に、国のサーバーに情報が登録され、最新の医療券情報を医療機関で確認できるようになります。



問10 医療機関にて医療券情報等を確認しようとしたところ、「該当なし」と表示された。原因は何か。

答 国のサーバーに資格情報の登録がされていないことや市外に住民票があり住所がエラーになっていること等が原因です。福祉事務所へお問合せください。

※「医療機関等向け総合ポータルサイト」に掲載されているセットアップ手順書や操作マニュアル等にも解決方法が掲載されています。必要に応じてご確認ください。

また、上記マニュアル等でも解決できない場合は、医療機関等向け総合ポータルサイトのトップページ下部に「オンライン資格確認等コールセンター」について掲載がありますので、ご連絡ください。

〈問い合わせ先〉

○オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583(通話無料)

月曜日～金曜日(祝日を除く)8:00～18:00 土曜日(祝日を除く)8:00～16:00

<参考>

医療機関等向け総合ポータルサイト「手順書・マニュアル」の一覧

<https://iryohokenjyoho.service->

[now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011365](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011365)

問 11 薬局から福祉事務所へ調剤券請求書の提出は不要になるのか。

答 従来どおり、福祉事務所へ調剤券請求書の提出は必要です。福祉事務所で調剤券請求書を受理し、月3回の医療券等の一括発送処理後に最新の調剤券情報を薬局で確認できるようになります。